○信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)

の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者一~四 (略)	第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五 (行為準則の準用)	八(略) (略) のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。	のこのに則用しないには、住民にあると認められる目的以外の目的 適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的 地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開	七 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍に必要かつ適切な措置を怠ること。 督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため	の取り扱う個人である顧客にの取り扱う個人である顧客に	一〜五 (略) 項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 りょうしょ	
(新設) 「一〜四」(略) 「一〜四」(略) 「会に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五(行為準則の準用)	六 (略)		(新設)	<u> </u>	一〜五(略) 項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 第七十七多 治算七十万条において治月する治第二十四条第一項第五	約

(略) 五	のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。	適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的	情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、	地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開	その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍 (新設)	に必要かつ適切な措置を怠ること。	すり) し -
(略)					設)		